

第 1 号

2 月 13 日

令和５年第１回菊池広域連合議会定例会会議録

日 時 令和５年２月１３日（月）
午 後 ３ 時 ２ ５ 分
場 所 菊池広域連合議会議場

１．議事日程（第１号）

- | | | | |
|-----|---|---------|--|
| 日程第 | １ | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 | ２ | | 会期の決定について |
| 日程第 | ３ | 議案第 １号 | 菊池広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 | ４ | 議案第 ２号 | 菊池広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 | ５ | 議案第 ３号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 | ６ | 議案第 ４号 | 菊池広域連合個人情報保護法施行条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 | ７ | 議案第 ５号 | 菊池広域連合土地取得特別会計条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決 |
| 日程第 | ８ | 議案第 ６号 | 菊池広域連合事務局設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | | 議案第 ７号 | 菊池広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| | | 議案第 ８号 | 菊池広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| | | 議案第 ９号 | 菊池広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | | 議案第 １０号 | 菊池広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | | 議案第 １１号 | 菊池広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 議案第 1 2 号 菊池広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 3 号 菊池広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 4 号 菊池広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 菊池広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 菊池広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 菊池広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 8 号 菊池広域連合技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 菊池広域連合一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 0 号 菊池広域連合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 1 号 菊池広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係わる生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第 2 2 号 菊池広域連合暴力団排除条例の制定について
- 議案第 2 3 号 菊池広域連合旧東部清掃工場解体基金条例の制定について
- 議案第 2 4 号 菊池広域連合環境工場等の設置及び管理運営に関する条例の制定について
まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第 1 0 議案第 2 5 号 菊池広域連合広域計画の一部変更について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第 1 1 議案第 2 6 号 菊池広域連合指定金融機関の指定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第 1 2 議案第 2 7 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及

び規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第13 議案第28号 令和4年度菊池広域連合一般会計補正予算（第2号）について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第14 議案第29号 令和5年度菊池広域連合一般会計予算について

上程・説明・質疑

日程第15 委員会付託

日程第16 休会の決議

2. 出席議員（15名）

議長	水上隆光君	三宮美香君
	工藤圭一郎君	津田桂伸君
	山瀬義也君	桐原則雄君
	平直樹君	中岡敏博君
	吉永健司君	廣瀬英二君
	青木照美君	福島知雄君
	松井美津子君	上田茂政君
	坂本武人君	坂本典光君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者の職氏名（14名）

広域連合長	荒木義行君	事務局長	飯開輝久雄君
副広域連合長	江頭実君	総務課長	高島英輔君
副広域連合長	金田英樹君	福祉課長	坂本経臣君
副広域連合長	吉本孝寿君	総務課長補佐	塚脇康晴君
		消防本部消防長	後藤泰章君
		消防本部消防次長	西山和範君
		消防本部消防次長	狩野俊隆君
		消防本部予防課長	河野眞一郎君
		消防本部警防課長	大塚幸博君
		消防本部通信指令課長	井上明君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（5名）

書記長	飯開輝久雄君	書記	古田弘毅君
書記	田寄勝君	書記	大久保正尚君
書記	松原秀一君		

開会 午後３時２５分

-----○-----

○議長（水上隆光君） ご起立ください。

こんにちは。ご着席ください。

ただいまから、令和５年第１回菊池広域連合議会定例会を開会します。

さっそく、お手元に配付してあります議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名について

○議長（水上隆光君） 日程第１、会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、菊池広域連合議会会議規則第１１６条の規定により、４番、吉永健司君、１１番、中岡敏博君を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定について

○議長（水上隆光君） 次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から３月２２日までの３８日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月２２日までの３８日間と決定しました。

-----○-----

日程第３ 議案第１号 菊池広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（水上隆光君） 次に、日程第３、議案第１号、菊池広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行君） 議案第１号、菊池広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

お手元の議案書１ページをご覧ください。

今回の改正は、国の人事院勧告及び熊本県人事委員会の勧告を踏まえ、菊池広域連合において職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするものです。

議案書の２ページをお開きください。

改正条例の内容は、第 1 条におきまして、本年度の勤勉手当支給割合を変更改正し、給料表を別表第 1 のとおり改正いたします。

6 ページをお開きください。

表の下の第 2 条において、令和 5 年度からの勤勉手当支給割合を変更改正するものです。

これが本議案を提出する理由でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（水上隆光君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 1 号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 4 議案第 2 号 菊池広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（水上隆光君） 次に、日程第 4、議案第 2 号、菊池広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。荒木広域連合長。

○広域連合長（荒木義行君） 議案第 2 号、菊池広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

お手元の議案書 15 ページをご覧ください。

今回の改正は、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等をするため、条例の一部を改正するものであります。

これが本議案を提出する理由でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し

上げ、議案の説明といたします。

○議長（水上隆光君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第５　議案第３号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（水上隆光君）　次に、日程第５、議案第３号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木連合長。

○広域連合長（荒木義行君）　議案第３号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてをご説明いたします。

お手元の議案書３９ページをご覧ください。

今回の改正は、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、職員の定年を引き上げるための消防職員の定数を３５人増やし２４０人に改正し、定年を引き上げるための関係条例整備を行うものであります。

これが本議案を提出する理由でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（水上隆光君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（水上隆光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第4号 菊池広域連合個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（水上隆光君） 次に、日程第6、議案第4号、菊池広域連合個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木連合長。

○広域連合長（荒木義行君） 議案第4号、菊池広域連合個人情報保護法施行条例の制定についてをご説明いたします。

お手元の議案書71ページをご覧ください。

この条例は、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、現行の条例を廃止し、新規に法律の施行条例を制定するものであります。

これが本議案を提出する理由でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（水上隆光君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（水上隆光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（水上隆光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（水上隆光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第5号 菊池広域連合土地取得特別会計条例の制定について

○議長（水上隆光君） 次に、日程第7、議案第5号、菊池広域連合土地取得特別会計

条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木連合長。

○広域連合長（荒木義行君） 議案第5号、菊池広域連合土地取得特別会計条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案書の73ページをお願いします。

この条例は、消防本部等連合施設の整備を進めるために必要な土地を先行取得するための特別会計を設置するものであります。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（水上隆光君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第6号 菊池広域連合事務局設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 菊池広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 菊池広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 菊池広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 菊池広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 菊池広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 12 号 菊池広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 菊池広域連合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 菊池広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 菊池広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 菊池広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 菊池広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 菊池広域連合技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 菊池広域連合一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 菊池広域連合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 菊池広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係わる生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（水上隆光君） 次に、日程第 8、議案第 6 号、菊池広域連合事務局設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第 21 号、菊池広域連合が設置する一般廃棄物処理に係わる生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 16 件を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木連合長。

○広域連合長（荒木義行君） 議案第 6 号、菊池広域連合事務局設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第 21 号、菊池広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係わる生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を説明いたします。

議案書は 75 ページからになります。

議案第 6 号は、菊池広域連合事務局設置に関する条例の一部を改正する条例の制定で、事務局に新たにごみ処理に関する事務を行う環境施設課を設置するものです。

議案第 7 号は、菊池広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定で、菊池

環境保全組合の編入に伴う経過措置を追加するものです。

議案第 8 号は、菊池広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定で、事務局職員の定数を 7 名増やし、25 人とするものです。

次に、10 議案は、菊池環境保全組合の編入に伴う経過措置を追加するものです。

議案第 9 号、菊池広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 10 号、菊池広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 11 号、菊池広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 12 号、菊池広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 13 号、菊池広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 14 号、菊池広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号、菊池広域連合一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号、菊池広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 17 号、菊池広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 18 号、菊池広域連合技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上の 10 議案は、菊池環境保全組合の編入に伴う経過措置を追加するものです。

議案第 19 号、菊池広域連合一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、日当について支給しない範囲を熊本県内から九州管内へと変更、また、菊池環境保全組合の編入に伴う経過措置を追加するものです。

議案第 20 号、菊池広域連合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号、菊池広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係わる生活環境影響調査結果の縦覧等の手續に関する条例の一部を改正する条例の制定については、菊池環境保全組合の編入に伴う経過措置を追加することにより、条例を改正する必要があるために提出するものでございます。

これが本議案を提出する理由でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（水上隆光君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（水上隆光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号から議案第21号までの16件を一括して採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（水上隆光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号から議案第21号までの16件は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第22号 菊池広域連合暴力団排除条例の制定について

議案第23号 菊池広域連合旧東部清掃工場解体基金条例の制定について

議案第24号 菊池広域連合環境工場等の設置及び管理運営に関する条例
の制定について

○議長（水上隆光君） 次に、日程第9、議案第22号、菊池広域連合暴力団排除条例の制定についてから議案第24号、菊池広域連合環境工場等の設置及び管理運営に関する条例の制定についてまでの3件を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木連合長。

○広域連合長（荒木義行君） 議案第22号、菊池広域連合暴力団排除条例の制定についてから議案第24号、菊池広域連合環境工場等の設置及び管理運営に関する条例の制定についてまでを説明をいたします。

これは菊池環境保全組合との統合により、新たに制定が必要となるものです。

議案書119ページからです。

議案第22号、菊池広域連合暴力団排除条例の制定については、広域連合における暴力団の排除の推進に関し、基本理念を定め、広域連合の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する措置を講じることにより、暴力団による不当な影響の排除を推進することを目的として制定するものです。

議案第23号、菊池広域連合旧東部清掃工場解体基金条例の制定については、統合により引き継ぎます旧東部清掃工場を解体するための基金条例を制定するものです。

議案第24号、菊池広域連合環境工場等の設置及び管理運営に関する条例の制定については、統合により新たに管理運営することになった環境美化センター及びクリーンの森合志の設置及び管理運営に関する条例を制定するものです。

これが本議案を提出する理由でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（水上隆光君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

平議員。

○議員（平 直樹君） それでは、議案第 2 2 号、菊池広域連合暴力団排除条例について質疑を行います。

2 点あります。本条例案でいうこの第 7 条 2、3 です。ここでいう個人情報というものは、個人情報保護法第 2 条第 3、要配慮個人情報を含むのでしょうか。

2 点目、本条例案の第 7 条 2、3 は、個人情報保護法第 1 8 条、第 2 1 条及び第 2 7 条との整合性はとれているのでしょうか。その根拠をお示してください。

○議長（水上隆光君） 飯開事務局長。

○事務局長（飯開輝久雄君） 回答いたします。

ただいまご質問いただいたことに、質疑になりますけれども、まず前提として、暴対法の第 3 2 条第 2 項で、国及び地方公共団体は、その事務または事業に関する暴力団員による不当な行為の防止またはこれにより当該事務、または事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならないということがまず前提として地方公共団体には対応をうたわれているところでございます。

ご質問にいただきました部分におきましては、まず、第 2 条ですね、菊池広域連合暴力団排除条例第 2 条の定義、この第 2 条で暴力団と暴力団員がここで定義とされておりますが、まず、個人情報には含まないということで連合としては承知をしているところでございます。

そして、まずその部分を含めまして、個人情報は、法第 1 7 条で個人情報の取得、本人の同意を得るとなっておりますが、不正対策のために暴力団等の反社会勢力情報等については、本人に同意がなくても収集可能とされているところでございます。

要配慮個人情報、この部分によりますけれども、本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、こういったものが要配慮個人情報としてうたわれているわけですが、こちらに関しても反社の対応については、この社会的身分には該当しないということで法の解釈はされているところでございます。

先ほどの言われました法律の整合性ですけれども、この条例は整合性が取れているという前提でこの条例を上程させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（水上隆光君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２２号から議案第２４号までの３件を一括して採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号から議案第２４号までの３件は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１０ 議案第２５号 菊池広域連合広域計画の一部変更について

○議長（水上隆光君） 次に、日程第１０、議案第２５号、菊池広域連合広域計画の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木連合長。

○広域連合長（荒木義行君） 議案第２５号、菊池広域連合広域計画の一部変更についてをご説明申し上げます。

議案書の１３１ページをお願いします。

菊池環境保全組合との統合により、組合が行っていましたがごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場の設置並びに管理運営に関することを広域連合で行うようになったことにより、広域計画の一部変更が必要となったため、策定するものです。

変更内容は、現在の計画で、し尿処理施設の設置、管理及び運営に関することをごみ処理を含めた一般廃棄物処理の設置、管理及び運営に関することと変更し、内容にごみ処理に関することを追加いたします。

広域計画の策定につきましては、地方自治法第２９１条の７第３項の規定によりまして、議会の議決を経る必要がございます。

これが本議案を提出する理由でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（水上隆光君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第26号 菊池広域連合指定金融機関の指定について

○議長（水上隆光君） 次に、日程第11、議案第26号、菊池広域連合指定金融機関の指定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木連合長。

○広域連合長（荒木義行君） 議案第26号、菊池広域連合指定金融機関の指定についてをご説明申し上げます。

議案書の135ページをお願いします。

菊池環境保全組合との統合により、指定金融機関を指定し、公金の収納、または支払いの事務を取り扱わせる必要が生じたものでございます。指定します金融機関は、株式会社肥後銀行で、期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。指定金融機関を指定するときは、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが本議案を提出する理由でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（水上隆光君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第27号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（水上隆光君） 次に、日程第12、議案第27号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木連合長。

○広域連合長（荒木義行君） 議案第27号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてをご説明申し上げます。

議案書の137ページをお願いします。

熊本県市町村総合事務組合同規約第3条第10号に規定する交通災害事務から玉名市が脱退するため、規約の一部を変更する必要性が生じたものでございます。

一部事務組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法第209条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが本議案を提出する理由でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○議長（水上隆光君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第28号 令和4年度菊池広域連合一般会計補正予算（第2号）について

○議長（水上隆光君） 次に、日程第13、議案第28号、令和4年度菊池広域連合一

般会計補正予算（第２号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木連合長。

○**広域連合長（荒木義行君）** 議案第２８号、令和４年度菊池広域連合一般会計補正予算（第２号）についてをご説明いたします。

議案書１４５ページをご覧ください。

まず、第１条におきまして、歳入歳出ともに５,２１８万７,０００円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ２８億３,９０４万８,０００円とするものです。

第２条の地方債への変更は、１４８ページ、第２表、地方債補正によるしております。

１５０ページをお開きください。

補正の主なものとしまして、歳入につきましましては、業務執行実績に伴う減額で、財政調整基金繰入金が３,５６５万４,０００円の減額、連合債等で１,７７０万円の減額となっております。

１５１ページに移りまして、歳出の主なものにつきましましては、衛生費におきまして、火葬場費及びし尿処理費での委託料及び工事請負費等での実績見込み及び入札残による１,６１１万３,０００円の減額でございます。

また、消防費におきましては、４,２１２万６,０００円の減額であり、人件費等の実績による残が主なものであります。

以上、議案第２８号、令和４年度菊池広域連合一般会計補正予算（第２号）についての説明といたします。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、議案の説明といたします。

○**議長（水上隆光君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（水上隆光君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（水上隆光君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２８号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（水上隆光君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 4 議案第 2 9 号 令和 5 年度菊池広域連合一般会計予算について

○議長（水上隆光君） 次に、日程第 1 4、議案第 2 9 号、令和 5 年度菊池広域連合一般会計予算についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木連合長。

○広域連合長（荒木義行君） 議案第 2 9 号、令和 5 年度菊池広域連合一般会計予算についてをご説明いたします。

お手元の議案書 1 7 3 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4 4 億 7, 8 6 9 万 6, 0 0 0 円と定めるものです。これは菊池環境保全組合との統合により、ごみ処理に関する事務を行うこととなったため、令和 4 年度当初予算と比較しますと 1 5 億 8, 4 7 4 万 3, 0 0 0 円の増となっております。

1 7 6 ページをお開きください。

第 2 表、債務負担行為でございますが、新環境工場、環境美化センター、新最終処分場の運營業務委託に係る債務負担を設定するものです。

1 7 7 ページをお開きください。

第 3 表、地方債でございますが、泉ヶ丘消防署庁舎整備事業及び泉ヶ丘消防署に配備しています、救急自動車の更新等で、総額 2 億 7, 6 4 0 万円の地方債を見込んでおります。

なお、予算内容の詳細につきましては、事務局長に説明させますので、議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げ、議案の説明といたします。

○議長（水上隆光君） 飯開事務局長。

○事務局長（飯開輝久雄君） それでは、令和 5 年度菊池広域連合一般会計予算について、ご説明をさせていただきます。

議案書の議案第 2 9 号、1 8 0 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の事項別明細書（総括）により、ご説明をいたします。

まず、歳入でございます。

款 1 分担金及び負担金、本年度予算額 3 3 億 4, 0 7 1 万 5, 0 0 0 円、前年度比較 9 億 6, 2 4 1 万 5, 0 0 0 円の増となっております。

菊池環境保全組合から引き継いだごみ処理に関する業務等による増が主な要因でございます。

款 2 使用料及び手数料、本年度予算額 2 億 5, 2 8 9 万 9, 0 0 0 円、2 億 2, 1 9 7 万 9, 0 0 0 万円の増となっております。主なものとしましては、組合との統

合によりごみ処理手数料が増となっております。

款4 県支出金601万2,000円、43万2,000円の増となっております。主なものとしましては、熊本県消防学校派遣職員負担金、県事務移譲交付金が共に増となっております。

款5 財産収入95万円、65万5,000円の増となっております。主なものとしましては、消防用の車両の売払い収入を計上しております。

款6 繰入金2億9,560万4,000円、1億9,640万4,000円の増となっております。主なものとしましては、それぞれの事業費への財政調整基金からの繰入金で、ごみ処理費分が主な増となっております。

款7 繰越金1億1,745万5,000円、1億1,045万5,000円の増となっております。統合によるごみ処理費分の増となります。

款8 諸収入1億9,866万1,000円、1億9,840万3,000円の増となっております。統合による売電等の収入が主な増額の要因になります。

款9 連合債2億6,640万円、1億600万円の減となっております。主なものとしまして、消防施設整備事業債で、泉ヶ丘消防署建替え工事分1億9,950万円等の借入を予定しております。

以上で、歳入を終わりました、次に歳出についてご説明いたします。

181ページをお願いいたします。

款1 議会費、本年度予算額630万6,000円、396万5,000円の増となっております。増額の主な要因は、統合による議員増の報酬、コロナ禍により中止しておりました隔年実施の正副連合長連合議員合同先進地視察研修に係る費用弁償等による増でございます。

款2 総務費9,055万円、643万2,000円の減となっております。現額の主な要因は、前年度計上の新電算システム導入費等の費用がなくなったことによるものです。

款3 民生費6,567万4,000円、165万9,000円の減となっております。減額の主な要因は、福祉課の派遣職員分の負担金補助及び交付金の減額でございます。

款4 衛生費16億2,854万8,000円、13億4,083万3,000円の増となっております。増額の主な要因は、年度計画によるクリーンセンター花房の補修工事、統合によるごみ処理費の増によるものでございます。

款5 消防費20億3,741万2,000円、2億2,556万1,000円の減となっております。減額の主な要因は、人件費及び工事請負費の減によるものでございます。

款6公債費6億2,820万6,000円、4億5,859万7,000円の増となっております。償還金利子分となっております。

款7予備費2,200万円、1,500万円の増となっております。

以上が、令和5年度菊池広域連合一般会計予算の概要でございます。この後、付託予定の各常任委員会での審議の際、各担当課から詳細な説明をさせていただきますので、このあとよろしく願いいたします。

○議長（水上隆光君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

————○————

日程第15 委員会付託

○議長（水上隆光君） これから、日程第15、委員会付託について、お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第29号は、議会運営委員会で決定しましたとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、それぞれの所管委員会に付託することに決定しました。

————○————

日程第16 休会の決議

○議長（水上隆光君） 次に、日程第16、休会の決議を議題とします。

お諮りします。構成市町の議会開催のため、明日2月14日から3月21日までの36日間、休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 異議なしと認めます。

したがって、2月14日から3月21日までの36日間、休会とすることに決定しました。

————○————

○議長（水上隆光君） これで、本日の日程は全て終了しました。

お知らせします。このあと各委員会を開催し、議案第29号の審議を行います。

なお、次の議会は3月22日、午後3時から開きます。

本日は、これで散会します。

全員起立をお願いします。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後4時06分

第 2 号

3 月 22 日

令和5年第1回菊池広域連合議会定例会会議録

日 時 令和5年3月22日（水）
午 後 2 時 2 2 分
場 所 菊池広域連合議会議場

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 常任委員会委員長報告
質疑・討論・採決
- 日程第2 議員提出議案第1号 菊池広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例
の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第3 議案第30号 令和5年度菊池広域連合土地取得特別会計予算につ
いて
上程・説明・質疑・討論・採決
- 日程第4 委員会の閉会中の継続調査について

2. 出席議員（14名）

議 長	水 上 隆 光 君	三 宮 美 香 君
	工 藤 圭一郎 君	桐 原 則 雄 君
	山 瀬 義 也 君	中 岡 敏 博 君
	平 直 樹 君	廣 瀬 英 二 君
	吉 永 健 司 君	福 島 知 雄 君
	青 木 照 美 君	上 田 茂 政 君
	松 井 美津子 君	坂 本 典 光 君
	坂 本 武 人 君	

3. 欠席議員（1名）

津 田 桂 伸 君

4. 説明のため出席した者の職氏名（14名）

広域連合長	荒 木 義 行 君	事務局長	飯 開 輝久雄 君
副広域連合長	江 頭 実 君	総務課長	高 島 英 輔 君
副広域連合長	金 田 英 樹 君	福祉課長	坂 本 経 臣 君

副広域連合長	吉 本 孝 寿 君	総務課長補佐	塚 脇 康 晴 君
		消防本部消防長	後 藤 泰 章 君
		消防本部消防次長	西 山 和 範 君
		消防本部消防次長	狩 野 俊 隆 君
		消防本部予防課長	河 野 眞一郎 君
		消防本部警防課長	大 塚 幸 博 君
		消防本部通信指令課長	井 上 明 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（5名）

書記長	飯 開 輝久雄 君	書記	古 田 弘 毅 君
書記	田 寄 勝 君	書記	大久保 正 尚 君
書記	松 原 秀 一 君		

開会 午後2時22分

-----○-----

○議長（水上隆光君） ご起立ください。

こんにちは。ご着席ください。

ただいまから、令和5年第1回菊池広域連合議会定例会を開会します。

なお、9番、津田桂伸君から欠席の申出がっておりますので、報告します。

さっそく、お手元に配付してあります議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

-----○-----

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（水上隆光君） 日程第1、常任委員会委員長報告を行います。

各常任委員会に付託審議をお願いいたしました、議案第29号、令和5年度菊池広域連合一般会計予算について、審議の経過及び結果を各常任委員長から報告を求めます。

まず初めに、総務厚生常任委員長、三宮美香君。

○総務厚生常任委員長（三宮美香君） こんにちは。総務厚生常任委員会の報告をいたします。

令和5年第1回菊池広域連合議会定例会で、総務厚生常任委員会に付託されました、議案第29号、令和5年度菊池広域連合一般会計予算の所管分について、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

質疑としましては、予備費の内容についての詳細説明を、という質疑がありました。執行部の答弁として、例年緊急時の対応のため同程度の予備費を計上している。ごみ処理費については、環境保全組合での計上を参考にしているとのことでした。

次に、火葬場、し尿処理場について、修繕も必要だが、これからどうしていくのか、建替え計画は立てていないのかという質疑がありました。執行部の答弁として、火葬場等の施設については、修繕だけではなく建替えの検討も必要であるが、施設の延命化を図りながら利用していくという議論もあっている。今後も定期的な改修や修繕を行い、予算の平準化を図りながら広域連合全体として総合的に判断して議論を行っていききたいとのことでした。

以上、本委員会は審査の結果、全員一致で本委員会所管分について可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

議員各位におかれましては、委員会決定のとおり、ご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（水上隆光君） 総務厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、消防常任委員長、中岡敏博君。

○消防常任委員長（中岡敏博君） それでは、消防常任委員会の報告をいたします。

令和５年第１回菊池広域連合議会定例会で、消防常任委員会に付託されました議案第２９号、令和５年度菊池広域連合一般会計予算の所管分について、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

質疑といたしましては、大企業などの誘致等に伴い外国人の増加が見込まれるが、外国語等の対応はどのようにしているのかについて質疑がございました。これに対する執行部の答弁といたしまして、通報並びに現場活動時においても、通報者、１１９受付者及び通訳サービスの３者間通話により対応可能とのことでした。

次に、各消防署に設置している監視カメラの目的はとの質疑がございました。これに対する執行部の答弁として、以前は２４時間体制で職員が巡視していたが、出場件数の増大による職員不在時間帯の増加や勤務条件等の改革を進め、昼夜問わず敷地内を監視する目的で監視カメラを運用しているとのことでした。

次に、全員協議会でも触れられましたが、新泉ヶ丘消防署の名称について質疑がございました。これに対する執行部の答弁として、関係各位の意見を踏まえ、住民公募にて行う予定としているとのことでした。

最後に、南消防署の土地先行取得についての質疑がございました。こちらに対する執行部の答弁として、令和１０年度以降に本部庁舎の建替えを予定していることから、現在の社会情勢の変化等を鑑み土地の先行取得を行うものとの答弁でございました。

以上、本委員会は、審査の結果、全員一致で、本委員会所管分について可決すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

議員各位におかれましては、委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますよう、お願いいたします。

○議長（水上隆光君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２９号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（水上隆光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第２ 議員提出議案第１号 菊池広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（水上隆光君） 次に、日程第２、議員提出議案第１号、菊池広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。工藤副委員長。

○議会運営委員会副委員長（工藤圭一郎君） それでは、委員長欠席のため、代行して提案理由の説明をいたします。

議員提出議案第１号、菊池広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例についての趣旨の説明を行います。

別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び菊池広域連合会議規則第１４条の規定により提出します。

提出者は、議会運営委員会となっております。

提出の理由は、菊池広域連合規約の変更及び菊池広域連合事務局設置に関する条例の改正に伴い、菊池広域連合議会委員会条例の一部を改正しようとするものです。

改正条例の内容は、環境常任委員会を新たに設け、常任委員の任期を議員の在任期間とするものです。

議員各位におかれましては、本案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（水上隆光君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（水上隆光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（水上隆光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議員提出議案第１号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（水上隆光君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第30号 令和5年度菊池広域連合土地取得特別会計予算について

○議長（水上隆光君） 次に、日程第3、議案第30号、令和5年度菊池広域連合土地取得特別会計予算を議題とします。

提出者の説明を求めます。荒木連合長。

○広域連合長（荒木義行君） 議案第30号、令和5年度菊池広域連合土地取得特別会計予算についてをご説明いたします。

これは消防本部建設用地を取得するためのものです。

お手元の議案書5ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,420万円と定めるものです。

8ページをお開きください。

第2表地方債でございますが、公共用地先行取得等事業で1億2,420万円の地方債を見込んでおります。

予算概要につきましては、歳入は公共用地先行取得等事業債で1億2,420万円、歳出につきましては、土地購入費1億2,300万円が主なものとなります。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げ、議案の説明といたします。

○議長（水上隆光君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上隆光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（水上隆光君） 次に、日程第4、委員会の閉会中の継続調査についてを議題と

します。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務調査事項について、お手元に配付しております、閉会中の継続調査申出一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（水上隆光君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長及び各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（水上隆光君） これで、本日の日程は全て終了しました。

令和5年第1回菊池広域連合議会定例会を閉会します。

全員、起立してください。

お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午後2時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池広域連合議会議長 水 上 隆 光

署 名 議 員 吉 永 健 司

署 名 議 員 中 岡 敏 博